

(目的)

第1条 この要綱は、桑折町内でSDGsの達成に向けた取組みを進めている企業や事業者、団体を登録し、SDGsに係る取組みの振興を図る『桑折町SDGs登録制度』(以下「本制度」という。)に関し、必要な事項を定める。

(制度の趣旨)

第2条 本制度は、桑折町内で活動を行う企業や事業者、団体の取組みを「見える化」することで、SDGsに関する具体的な取組みを普及・促進させるとともに、認知度の向上や金融機関等の様々なステークホルダーとの連携促進による投融資の拡大などを通じ、成長につなげることで地域の自律的好循環の実現を目指す。

2 本要綱において、「自律的好循環」とは、地域の企業や金融機関、地方公共団体等が連携し、地域におけるSDGs達成に向けた事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながら、キャッシュフローを生み出し、得られた収入を地域に再投資することをいう。

(申請の対象者)

第3条 本制度の対象者は、次のとおりとする。ただし、いずれの場合も暴力団(桑折町暴力団排除条例(平成23年桑折町条例第21号)第2条に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の影響下にある者及び本町から指名停止の措置を受けている者を除く。

- (1) 桑折町SDGs推進町民会議に参加している者
- (2) 日本国内に拠点を有し、桑折町内において各種活動を行っている企業、事業者、団体
- (3) SDGsの目的を理解し、その推進及び取組みに積極的な者
- (4) その他、町長が認めた者

(登録要件)

第4条 本制度への登録は、次条における申請書において、次の全てに該当するものについて行うものとする。

- (1) SDGsの達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組み内容が記載されていること。
- (2) SDGsの達成に向けて、継続的に取り組み、取組みの改善に努める内容であること。

(登録)

第5条 本制度への登録申請をおこなう者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 桑折町SDGs登録制度登録申請書(第1号様式)
- (2) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請者を「桑折町SDGs推進パートナー」として登録するとともに、「桑折町SDGs推進パートナー登録証」を交付する。

3 町長は、前項の登録をしたときは、桑折町SDGs推進パートナーに対して、自身の取組内容の公表を促すとともに、町ホームページ等において公表するものとする。

(登録の変更)

第6条 桑折町SDGs推進パートナーは、その名称・所在地・代表者に変更が生じたときは、桑折町SDGs登録制度変更届(第2号様式)を提出するものとする。

(登録の辞退)

第7条 桑折町SDGs推進パートナーは、登録の辞退をするときは、桑折町SDGs登録制度辞退届(第2号様式)を提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 町長は、桑折町SDGs推進パートナーが、次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 桑折町SDGs推進パートナー登録証が不正に使用された場合
- (2) 町内での活動実態がないと判断される場合
- (3) 登録時及び更新時において、申請内容について故意に改ざんした事実や不正を働いた事実が判明した場合
- (4) 反社会勢力と関係があることが判明した場合
- (5) その他、町長が登録の取消しが適当であると認めた場合

2 町長は、前項の取消しを行ったときは、当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 取消しを受けた者が再度登録を希望するときは、取消しの原因となった事実が解消されていることを宣言した書面を付して、再度申請を行うものとする。

(登録の期限及び更新)

第9条 桑折町SDGs推進パートナー登録証の有効期限は、登録の日から4年とする。

2 登録の更新を受けようとする桑折町SDGs推進パートナーは、第5条第1項に規定する書類を町長に提出するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、総合政策課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に規定するもののほか、本制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。